

岐阜県公報

第二千五百六十一号
平成二十六年七月八日
(火曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(環境管理課) 四四九ページ

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
県営土地改良事業の換地計画の決定
土地改良事業の工事の完了
公共測量の実施

(環境生活政策課) 四四九
(商業・金融課) 四五〇
(農地整備課) 四五三
(同) 四五三
(用地課) 四五三

告示

岐阜県告示第四百七十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
下呂市金山町戸部字船野四三三〇番一三〇、四三三〇番三三五、四三三〇番三三六及び四三三〇番二四〇の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人どんぐり会
- 三 代表者の氏名 上野 紘士
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市青波二四九番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、山県市内及び近隣の地域住民が関わりをもち、高齢者に対して比較的元気なうちから介護予防に重点をおいた活動を行ない、生きる意欲と主体性をもつて暮らす過程を支援し、また、子どもの健全育成を図るため子育てに高齢者が関わり、多世代間交流の場の提供事業を行ない、もって明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ各務原那加店

各務原市那加桐野外二ヶ所大字入会地字中野八番五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎 浩史

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号

（変更後）マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

愛知県名古屋市中区錦一丁目一八番二二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

（変更後）マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ岐南店

羽島郡岐南町下印食二丁目二一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

三重県松阪市大口町一八五番地の一

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

愛知県名古屋市中区錦一丁目一八番二二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン養老シヨッピングセンター

養老郡養老町字田字郷勾五六一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎 浩史

愛知県名古屋市中区名駅五丁目二五番一号

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

愛知県名古屋市中区錦一丁目一八番二二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

三重県松阪市大口町一八五番地の一

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

愛知県名古屋市中区錦一丁目一八番二二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三 外二者

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン輪之内ショッピングセンター

安八郡輪之内町四郷新開二六四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎 浩史

愛知県名古屋市中区名駅五丁目二五番一号

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

愛知県名古屋市中区錦一丁目一八番二二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン池田ショッピングセンター

揖斐郡池田町八幡字東光田一九七二番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎 浩史

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

愛知県名古屋市中区錦一丁目一八番二二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木 雄三

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスコ池田ショッピングセンター

(変更後) イオンタウン池田ショッピングセンター

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業下呂北部地区白山・東畑工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十六年七月八日から

平成二十六年八月六日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十九条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	瑞浪東部地区 (ほ場整備・大湫工区、 桜堂工区及び清水・木ノ 暮工区)	平成二六・五・三一
	瑞浪東部地区 (農業用排水施設整備)	平成二五・一二・二〇
	瑞浪東部地区 (暗渠排水整備)	平成二四・三・一五

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

三 作業期間

平成二十六年七月十日から
同 二十七年三月三十一日まで
作業地域
大垣市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
各務原市

二 作業種類
公共測量（共用地図データ更新）

三 作業期間
平成二十六年七月一日から
同 二十七年三月三十一日まで

四 作業地域
各務原市

平成二十六年七月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社